

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在の会社Cに雇用され、機械工として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、普通乗用車での出勤途上、一時停止線で停止していたところに、後方から普通自動車に追突され、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、本件災害当日、D医療センターに受診し、「頸椎捻挫、出血傾向の疑い、肝機能障害の疑い、嘔吐症、外傷性脳出血の疑い、頭部打撲傷、胸部打撲傷（頸椎捻挫以外は診療費請求内訳書上の病名）」と診断された。以降、複数の医療機関で加療を行った結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）とされた。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求を行ったところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級と認定し、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会は、平成〇年〇月〇日の治ゆ（症状固定）時において、請求人に残存する障害は、決定書理由第2の2の（2）のアに説示するとおり、①頸部から肩にかけての神経障害、②上肢の機能障害、③せき柱の運動障害、④耳の障害、及び⑤眼の障害（視力障害）であり、また、同（2）のイないしキに説示するとおり、それぞれの障害についての評価、残存障害の障害等級及び請求人の主張に係る審査官の検討結果については妥当であると判断する。

(2) また、請求人は、本件災害が原因で働けない体になった旨主張しているが、同人が主張する労働に従事することができない状態になった原因は不明であって、本件災害との医学的な相当因果関係は認められない。

(3) さらに、請求人は、E医師、F医師及びG医師の3人に聞き込み調査をするよう求めているが、当審査会は各医師から提出された診断書などの資料を十分に検討した上で上記のとおり判断するものであり、本件について聞き込み調査の必要性は認められない。

(4) 以上、当審査会は、改めて請求人の主張及び審査資料を子細に検討したが、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められないと判断する。

3 したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。